

# 新型コロナウイルスに関するQ & A (労働者の方向け)

(令和2年4月17日時点版)

## 1 風邪かもしれない、新型コロナウイルスかもしれないと思ったとき

Q1) 熱や咳があります。どうしたらいいですか。

## 2 労働基準法(働くことについての法律)に書いてある休業手当(会社の事情で休みになったとき、もらうことができるお金)、年次有給休暇(1年の中で給料をもらうことができる休み)

Q1) 新型コロナウイルスで会社を休むとき、休業手当はもらうことができますか。

Q2) 熱があるので、自分から会社を休もうと思います。休業手当はもらうことができますか。

Q3) 熱があるので、年次有給休暇をもらって、会社を休むことができますか。

Q4) パートタイム、派遣、有期契約で働いている人も、休業手当や年次有給休暇をもらうことができますか。

Q5) 労働基準法の休業手当や年次有給休暇などは、外国人の労働者(働いている人)ももらうことができますか。

## 3 新型コロナウイルスにならないために、どうやって働いたらいいですか。(テレワーク、時差通勤)

Q1) 新型コロナウイルスにならないために、テレワークを使いたいと思います。どうしたらいいですか。

Q2) 新型コロナウイルスにならないために、時差通勤をしたいと思います。どうしたらいいですか。

## 4 働いている人を助けるためのお金について

Q1) 働いている人が新型コロナウイルス感染症になったとき、労災保険(働いている人を助けるためのお金)をもらうことができますか。

## 5 病気やけがのとき、もらうことができるお金について

Q1) 新型コロナウイルスで会社を休むとき、傷病手当金(病気やけがのとき、もらうことができるお金)をもらうことができますか。

## 6 そのほか(子どもの保育園が休みになったとき/小学校などが休みになったときに、保護者(お母さん、お父さん)が仕事を休むためのサポート/使用者(社長や店長、工場長など)が休んではいけないと言ったとき)

Q1) 子どもをお願いしている保育園が休みになりました。どうしたらいいですか。

Q2) 新型コロナウイルスで小学校や特別支援学校が休みになって、子どもの世話のために会社を休まなければなりません。どんなサポートがありますか。

Q3) 風邪をひいたので、会社を休みたいです。でも、使用者(社長や店長、工場長など)が休んではいけないと言います。どうしたらいいですか。

Q4) Q2 のく小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(小学校などが休みになったときに、保護者(お父さん、お母さん)が仕事を休むためのサポート)は外国人も使うことができますか。

Q5) わたしは今年の春に学校を卒業します。会社から内定をもらっているのですが、新型コロナウイルスで、内定がキャンセルになるか心配です。

Q6) 育児休業が終わるので、保育所に子どもを預け、仕事を始めようと思ったら、市役所から保育所に子どもをなるべく預けないでくださいと連絡がありました。それで、しばらく子どもを預けないことに決めました。育児休業を延ばすことができますか。

Q7) 育児休業が終わるので、保育所に子どもを預けて、仕事を始めようと思っていました。でも、市役所などからお願いされていませんが、新型コロナウイルスにかからないために、保育所に子どもを預けないことを自分の判断で決めました。育児休業を延ばすことができますか。

Q8) 新型コロナウイルスのために、会社が「辞めてください」と言ったとき、どうしたらいいですか。

Q9) 新型コロナウイルスで、会社が「更新をしない」と言ったとき、どうしたらいいですか。

#### (そのほか)

新型コロナウイルスで問題が起きたフリーランスや自分で会社を経営しているみなさまには、「中小企業庁」がサポートしています。下の URL を見てください。

URL : <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

## 1 風邪かもしれない、新型コロナウイルスかもしれないと思ったとき

Q1) 熱や咳があります。どうしたらいいですか。

A1) 熱や咳があつて、風邪かもしれないと思ったときは、会社を休むようにしてください。会社を休むことは、あなたのためですし、ほかの人が新型コロナウイルスにかからないために、とても大切です。

もし、新型コロナウイルスにかかったかもしれないときは、「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)問28「熱や咳があります。どうしたらよいでしょうか?」」を見てください。(下のURL)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q28](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q28)

「新型コロナウイルスにならないために、何をしたらいいですか」(下のURL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>

2月1日に新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」になりました。あらかじめ決められた職業についている労働者(働いている人)が新型コロナウイルスにかかっているとわかったときは、都道府県知事は就業制限(仕事をしてはいけないと命じること)や入院の勧告(病院に入院してくださいとすすめること)ができます。

感染症法により、あなたが都道府県知事から入院の勧告を受けたときは働くことができず、また都道府県知事から就業制限をかけられたときも働くことができません。

また、感染症法により都道府県知事からあなたが就業制限や入院の勧告を受けたときは、あなたの使用者(社長や店長、工場長など)に、そのことを伝えてください。

## 2 労働基準法(働くことについての法律)に書いてある休業手当(会社の事情で休みになったとき、もらえるお金)、年次有給休暇(1年の中で給料をもらうことができる休み)

<新型コロナウイルスになって、仕事を休むとき>

Q1) 新型コロナウイルスで会社を休むとき、休業手当はもらうことができますか。

A1) 新型コロナウイルスになって、都道府県知事が就業制限をしたときは、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業(会社の事情で休む)」という法律の条件と合わないため、休業手当はもらうことができません。

ただし、被用者保険(会社の保険)に入っていたら、傷病手当金(病気やけがで会社を休んだとき、もらえるお金)がもらえるかもしれません。申し込みの方法などは、入っている保険者に聞いてください。

<熱などがあって、自分で休むとき>

Q2) 熱があるので、自分から会社を休もうと思います。休業手当はもらうことができますか。

A2) 会社を休んでくださいとお願いしていますが、あなたの熱が新型コロナウイルスかわからないときは、休業手当はもらうことができません。あなたの会社に有給の(給料が出る)病気休暇制度があるか聞いてください。

<年次有給休暇と病気休暇について>

Q3) 熱があるので、年次有給休暇をもらって、会社を休むことができますか。

A3) はい、年次有給休暇で会社を休むことができます。それから、あなたの会社に病気休暇の仕組みがあるときは、それを使うことができますので、会社に聞いてください。

<パートタイムで働いている人など>

Q4) パートタイム、派遣、有期契約で働いている人も、休業手当や年次有給休暇をもらうことができますか。

A4) 労働基準法の労働者だったら、パートタイム、派遣、有期契約などの人たちも休業手当や年次有給休暇をもらうことができます。

国は、企業(会社)に、働いている人が安心して休むことができるシステムをつくってくださいと頼んでいます。

<労働基準法は外国人の労働者(働いている人)にもあてはまりますか>

Q5) 労働基準法の休業手当や年次有給休暇などは、外国人の労働者(働いている人)ももらうことができますか。

A5) はい、労働基準法の労働者だったら、もらうことができます。(条件があります。)

### 3 新型コロナウイルスにならないために、どうやって働いたらいいですか。

(テレワーク、時差通勤)

<テレワーク(インターネットなどを使って、家で仕事する方法)を使う>

Q1) 新型コロナウイルスにならないため、テレワークを使いたいと思います。どうしたらいいですか。

A1) あなたの会社にテレワークを使う制度があれば、テレワークを使える場合がありますので、会社に聞いてください。

それから、厚生労働省には、テレワークについて、いろいろな情報を集めた『テレワーク総合ポータルサイト』があります。見てください。

テレワーク総合ポータルサイト <https://telework.mhlw.go.jp/>

＜時差通勤(電車やバスが混まないように、会社に行く時間、家に帰る時間をみんなで変えること)を使う＞

Q2) 新型コロナウイルスにならないために、時差通勤をしたいと思います。どうしたらいいですか。

A2) 労働者(働いている人)と使用者(社長や店長や工場長)で話し合っ、仕事を始める時間と終わる時間を変えることができます。よく話し合ってください。

それから、時差通勤に役立つフレックスタイム制があります。フレックスタイム制は、労働者(働いている人)が仕事の時間帯を決めることができる仕組みです。会社は、必ず仕事をしなければならない時間帯を作ることができます(コアタイム)。

フレックスタイム制について、もっとよく知りたい人は下の URL を見てください。  
フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000476042.pdf>

#### 4 働いている人を助けるためのお金について

Q1) 働いている人が新型コロナウイルスに感染したとき、労災保険(働いている人が新型コロナウイルスに感染した時に助けるためのお金)をもらうことができますか。

A1) 仕事や通勤で新型コロナウイルスに感染したとわかったときには、労災保険をもらうことができます。あなたの会社の近くの「労働基準監督署」に相談してください。

日本の労働局・労働基準監督署リスト

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

#### 5 病気やけがのとき、もらうことができるお金について

Q1) 新型コロナウイルスで会社を休むとき、傷病手当金(病気やけがのとき、もらうことができるお金)をもらうことができますか。

A1) 新型コロナウイルスになって、仕事ができない人は、被用者保険に入っていたら(会社から保険証をもらっていたら)、傷病手当金(ケガや病気でもらうことができるお金)をもらうことができます。

傷病手当金の計算：傷病手当金は、休んでから3日後から支払われます。休む前の給料を元に、一日にもらえるお金を計算します。

例) 4月11日から4月20日までの20日間、仕事を休んだとき：4月4日から20日までの17日間分の傷病手当金が支払われます。具体的な金額や手続きについては加入している保険者に聞いてください。(加入している保険者は、会社に聞くと分かります。)

新型コロナウイルスで仕事ができなかった日には、熱、せきなどがあり、家で体を休めていたときも入ります。それから、病院に行くことができなかった人は、会社から証明書もらってください。傷病手当をもらうことができるかもしれません。

国民健康保険に入っている人は、新型コロナウイルスになったときに傷病手当金をもらうことができるかもしれませんから、市役所などで聞いてください。

## 6 その他(保育園が臨時休園になった場合、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援、使用者が休業を認めない場合)

### <保育(小さい子ども)>

Q1)子どもをお願いしている保育園が休みになりました。どうしたらいいですか。

A1)新型コロナウイルスが子どもや地域に広がらないように、会社と話して、テレワークで仕事をするか、仕事を休むか、どちらかをお願いします。

ですが、病院などで仕事をしている人は、休むとみなさんが困りますので、市役所や区役所に相談してください。保育のサポートがあるかもしれません。

### <小学校などが休みになったときに、保護者(お父さん、お母さん)が仕事を休むためのサポート>

Q2)新型コロナウイルスで小学校や特別支援学校が休みになって、子どもの世話のために会社を休まなければなりません。どんなサポートがありますか。

A2)新型コロナウイルス感染症によって、小学校、特別支援学校、幼稚園、保育所、認定こども園などが休みになって、小学校などに通う子どもの世話をしなければならなくなった労働者(※1)が、2/27~6/30 の間に給料をもらいながら休んだとき(※2)、休んだ間に会社が労働者に払った給料について、国が会社に助成金(※3)を払います。

※1 社員やアルバイトなど、会社などに雇われている人みんなです。

※2 「給料の出るお休み」は、法律で決まっている「年次有給休暇」とは別のものでなければなりません。

※3 国が会社に払う金額は1日8,330円までです。

詳細はこちら→

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

リーフレット「新型コロナウイルスで小学校が休みになったときなどに、お金をもらうことができます」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604068.pdf>

短い時間でもいいから、子どものお世話をお願いしたいという人は、市役所や区役所でサポートがあります。お願いしたい人は、家の近くの役所の「子ども・子育て支援担当部局」に聞いてください。

リーフレット「短い時間、子どもの世話をするところ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000604069.pdf>

＜使用者(社長や店長、工場長など)が仕事を休んではいけないというとき＞

Q3) 風邪をひいたので、会社を休みたいです。でも、使用者が休んではいけないと言います。どうしたらいいですか。

A3) 風邪をひいたときは、会社を休んでください。企業(会社)にも、社員さんに休みをあげるようお願いしています。

それから、風邪をひいたときに、年次有給休暇を使うことができます。

また、使用者は労働者(働いている人)の安全を守らなければなりません。(安全配慮義務といいます。)ですので、使用者とよく話してください。

＜外国人の労働者(働いている人)も使うことができます＞

Q4) Q2 の＜小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援(小学校などが休みになったときに、保護者(お父さん、お母さん)が仕事を休むためのサポート)＞は外国人も使うことができますか。

A4) 事業主(社長など)がいる労働者だったら、外国人も使うことができます。

＜今年、大学や高校を卒業して、会社に入ることが内定している人について＞

Q5) わたしは今年の春に学校を卒業します。会社から内定をもらっているのですが、新型コロナウイルスで、内定がキャンセルになるか心配です。

A5) 今年の春、学校を卒業する人で、会社から内定をもらっている人について、たいてい会社は内定をキャンセルできません。会社がキャンセルできるのは、「内定がはっきり決まっていない」、「内定をキャンセルする理由をみんなが納得できる」ときだけです。

厚生労働省は、事業主(会社の社長など)に、いろいろな方法を考えて内定をキャンセルしないようお願いしています。

そして、内定がキャンセルになった人、会社に入るのが延期になった人(例えば春から始まる予定が秋になった人)は、近くのハローワークに相談できます。また、新卒応援ハローワークの中に、特別に「新卒者内定取消等特別相談窓口(この春に学校を卒業した人で、内定がキャンセルになった人が相談できる所)」が、日本に56あります。ハローワークには、電話でも相談できます。

それから、新入社員が、会社に入ったあと、会社の都合で会社が休みになったら、会社は新入社員に、休んでいる間の休業手当(平均賃金の60%以上)をはらわなければなりません。

＜市役所などが保育所に子どもをなるべく預けないでくださいと言うので、育児休業を延ばしたいとき＞

Q6) 育児休業が終わるので、保育所に子どもを預け、仕事を始めようと思ったら、市役所から保育所に子どもをなるべく預けないでくださいと連絡がありました。それで、しばらく子どもを預けないことに決めました。育児休業を延ばすことができますか。

A6)

＜子どもが1歳までのとき＞

今、育児休業をしていたら、どんな理由でも、1回育児休業を延ばすことができます。(※1・2)法律では1か月前までに申し込まなければならないと、決まっていますが、会社とよく相談してください。

それから、育児休業が終わって、仕事に戻った人も、もう一度育児休業(※1)をすることができます。

(※1)育児休業は、子どもが1歳になるまでです。でも、両親がどちらも育児休業をするときは、条件に合う人は1歳2か月になるまでです。(「パパ・ママ育休プラス」といいます。)

(※2)1歳～1歳6か月になるまで、1歳6か月～2歳になるまでの育児休業も、同じように延ばすことができます。

＜子どもが1歳、または、1歳6か月になるとき＞

①子どもが1歳になるときに、そのあとも育児休業をしたければ、1歳6か月になるまで育児休業ができます。

②子どもが1歳6か月になるときに、そのあとも育児休業をしたければ、2歳になるまで育児休業ができます。

①②どちらでも、事業主(会社の社長など)は断ることができません。そして、育児休業給付金(育児休業のときにもらうことができるお金)はもらうことができます。

(役に立つこと)育児休業の条件

○育児休業：原則子どもが1歳になるまで、育児休業をすることができます。

○子どもが1歳になるときに①②の両方のとき、1歳6か月になるまで、育児休業をすることができます。

①子どもが1歳になるとき、自分か、その妻または夫が育児休業をしている。

②子どもが1歳を過ぎても、保育所に入ることができないなど、育児休業がととも必要なとき。

○子どもが1歳6か月になるときに①②の両方のとき、2歳になるまで、育児休業をすることができます。

①子どもが1歳6か月になるとき、自分か、その妻または夫が育児休業をしている。



- ②子どもが1歳6か月を過ぎても、保育所に入ることができないなど、育児休業がととても必要なとき。

＜市役所などのお願いではないが、子どもを保育所に預けないことを、自分で決めた人が、育児休業を延ばしたいとき＞

Q7) 育児休業が終わるので、保育所に子どもを預けて、仕事を始めようと思っていました。でも、市役所などからお願いされていませんが、新型コロナウイルスにかからないために、保育所に子どもを預けないことを自分の判断で決めました。育児休業を延ばすことができますか。

A7) 今、育児休業をしていたら、どんな理由でも、1回育児休業を延ばすことができます。(※)法律では1か月前までに申し込まなければなりません、会社とよく相談してください。

事業主(会社の社長など)は、働いている人が育児休業を延ばしたいと言ったら、「できない」と言うことができません。

それから、育児休業を延ばしたときも、育児休業給付金(育児休業しているとき、もらうことができるお金)をもらうことができます。

(※)育児休業は、子どもが1歳になるまでです。でも、両親がどちらも育児休業をするときは、条件に合う人は1歳2か月になるまでです。(「パパ・ママ育休プラス」といいます。)

1回育児休業をした人は、もう一度育児休業をすることができません。そして、子どもが1歳、または1歳6か月になったときに、そのあとも育児休業をすることはできません。

(役に立つこと)育児休業の条件

○育児休業：原則子どもが1歳になるまで、育児休業をすることができます。

○子どもが1歳になるときに①②の両方のとき、1歳6か月になるまで、育児休業をすることができます。

①子どもが1歳になるとき、自分か、その妻または夫が育児休業をしている。

②子どもが1歳を過ぎても、保育所に入ることができないなど、育児休業がととても必要なとき。

○子どもが1歳6か月になるときに①②の両方のとき、2歳になるまで、育児休業をすることができます。

①子どもが1歳6か月になるとき、自分か、その妻または夫が育児休業をしている。

②子どもが1歳6か月を過ぎても、保育所に入ることができないなど、育児休業がととても必要なとき。

<会社が「やめてください。」や「契約の更新をしない」と言ったとき>

Q8)新型コロナウイルスのために、会社が「辞めてください」と言ったとき、どうしたらいいですか。

A8)近くの「労働局」「労働基準監督署」「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口(※)」に相談してください。

(※)日本の「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口」リスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html)

電話でも相談することができます。「労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)」に電話してください。

新型コロナウイルスのために、会社が「辞めてください」と言っても、あなたが辞めるか辞めないか、決めることができます。あなたが辞めたくないのに、辞めなければならないとき、会社は法律を守っていないかもしれません。

それから、会社が働いている人に「辞めてください」と言いたいときも、いつでも言えるわけではありません。法律に①～④があります。

- ①・仕事でケガをしたり、仕事で病気になって休業するとき：休業期間とその後 30 日の間、会社は働いている人に「辞めてください」と言うことができません。
  - ・赤ちゃんを産む前と産んだあとに休業するとき：休業期間とその後 30 日の間、会社は働いている人に「辞めてください。」と言うことができません。
- ②・①ではないとき：「理由をみんなが納得できる」ときだけ、会社は働いている人に「辞めてください」と言うことができます。
  - ・会社の経営が苦しいとき：下の 4 つの理由があったら、会社は働いている人に「辞めてください」と言うことができます。
    - (1)社員を少なくする必要がある
    - (2)社員に「辞めてください」と言わないために、会社がとても頑張っている
    - (3)会社はどんな社員に「辞めてください」と言うか、きちんとルールがある
    - (4)会社は労働組合と話し合っている。そして働いている人に説明している
- ③・契約の期間が決まっている社員：特別な理由がないとき、期間中に会社は「辞めてください」と言うことができません。
  - ・会社は「辞めてください」というとき、契約の期間が決まっていない社員より、期間が決まっている社員に、やさしいルールを使わなければなりません。
- ④ 会社は働いている人に「辞めてください」と言うとき、a か b のどちらか一つをしなければなりません。
  - a. 30 日前に話す。
  - b. 30 日以上平均賃金を払う。

Q9)新型コロナウイルスで、会社が「契約を更新をしない」と言ったとき、どうしたらいいですか。

**A9) 近くの「労働局」「労働基準監督署」「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口(※)」に相談してください。**

(※) 日本の「新型コロナウイルス感染症に関する特別労働相談窓口」リスト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/index_00004.html)

電話でも相談することができます。「労働条件相談ほっとライン(0120-811-610)」に電話してください。

それから、新型コロナウイルスのために、会社が働いている人に「契約を更新しない」と言いたいときも、いつでも言えるわけではありません。法律に①②があります。

①会社は期間が決まっている社員が「契約を更新したい」と言ったとき、aかbだったら、会社が更新しない理由をみんなが納得できないときは、契約を更新しなければなりません。

a. 今まで、何回も契約を更新しているので、会社が期間が決まっていない社員に「辞めてください」と言うことと同じになる。

b. 契約が終わるとき、働いている人が「次も更新できる」と思う理由をみんなが納得できる。

②会社は契約の期間が決まっている社員(※1)に、契約が終わる30日前までに、「契約を更新しない」と言わなければなりません。

※1 この社員は3回以上契約を更新したことがある社員、または1年以上働いている社員です。それから、会社に入ったとき、会社が「契約を更新しない」とはっきり言っていない社員です。

※2 会社は、契約の期間が決まっている社員に、期間中、特別な理由がないのに「辞めてください」と言うことができません。